

社会福祉法人行田市社会福祉協議会常務理事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人行田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の常務理事の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 常務理事の報酬額は、月額250,000円とする。

(報酬の始期)

第3条 報酬は、新たに就任したその月から支給する。

(報酬の終期)

第4条 常務理事が退職若しくは死亡又はその他の理由にて辞任したときは、その属する月まで報酬を支給する。

(期末手当)

第5条 常任理事に、報酬の月額を限度として期末手当を支給する。

(報酬の支給)

第6条 報酬の全額を毎月21日に支給する。

2 会長は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、報酬の支給日を10日を超えない範囲内において繰り上げることができる。

(口座振替の方法による報酬の支給)

第7条 報酬は、常務理事から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

(報酬の支給制限)

第8条 本会及び行田市の職員や、他の機関に属し給与等を支給されている者が常務理事を兼ねる場合には、常務理事の職にかかる報酬及び期末手当は、支給しない。

(変更)

第9条 この規程を変更しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。